

○ 協議の経緯（新たな規制の特例措置に関する提案）

- H23. 12/22 総合特別区域第一次指定  
※国際戦略総合特区：7箇所／地域活性化総合特区：26箇所
- H24. 1/18 総合特別区域における国と地方の協議のための合同会議  
※総合特別区域推進本部も同時開催
- H24. 2/20～3/2 国と地方の協議（実務者レベル打合せ（全33特区毎に実施））  
※提案内容について互いの理解を深めるための打合せ
- H24. 3/2～4/3 国と地方の協議（書面協議）
- H24. 3/16 推進WG開催（「国と地方の協議」に係る状況報告）
- H24. 4/11～ 国と地方の協議（対面協議）  
※事務レベル協議（部長、課長クラスとの協議）延べ件数13件  
※実務者レベル協議（課長補佐以下クラスとの協議）延べ件数64件  
※他、必要に応じてメール及び電話による協議を多数実施
- H24. 4/23～5/18 国と地方の協議（再書面協議）  
※必要に応じて実務者レベル打合せを随時開催
- H24. 5. 10 国家戦略会議へ「国と地方の協議」に係る状況報告  
※内閣総理大臣より指示を受けて報告
- H24. 5/18 推進WG開催（「国と地方の協議」に係る結果報告）
- H24. 6/28 総合特別区域推進本部開催（「国と地方の協議」に係る結果の決定）

## ○ 協議の結果の見方

「協議の結果」は横に2ページに分割して表示しています（下記のとおり）。最終的な協議の結果は、偶数ページの塗りつぶし箇所をご参照ください。

The diagram illustrates a document layout divided into four pages. The pages are labeled as follows:

- 1 ページ (Page 1)
- 2 ページ (Page 2)
- 3 ページ (Page 3)
- 4 ページ (Page 4)

A red box labeled **塗りつぶし箇所** (blacked-out area) is positioned at the top right of the document, with red arrows pointing to the corresponding area on pages 2 and 4. The document content is organized into columns, with a vertical yellow bar on the right side of the pages. The text is dense and appears to be a technical or legal document.

○ 省庁の見解における対応欄の内容

A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施

A－2：全国展開で実施

B：条件を提示して実施

C：代替案の提示

D：現行法令等に対応可能

E：対応しない

F：各省が今後検討

Z：指定自治体が検討

○ 指定自治体の回答における対応欄の内容

a：了解

b：条件付き了解

c：受け入れられない

d：その他

○ 内閣府整理の内容

I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの）

II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの

III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

※ 上記は基本的な考え方であり、協議内容に応じ、これに依らない場合もある。